

【別表 1 1】歴史遺産型美観地区 上賀茂郷界わい景観整備地区

|         |         |                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 低層建築物   | 屋根      | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。</li> </ul>                                                                                                                                           |
|         | 屋根材等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                              |
|         | 軒庇      | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。</li> </ul>                                                                                                                                      |
|         | 外壁等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。</li> <li>道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。ただし，道路に沿って土塀その他和風の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は，この限りでない。</li> <li>* 道路に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。</li> </ul>   |
|         | 屋根以外の色彩 | <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
|         | その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した土塀その他和風の門又は塀等を設置すること。</li> </ul>                                                                                                                                |
| 中・高層建築物 | 屋根      | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上，けらばの出は 30cm 以上）とすること。</li> </ul>                                                                                                                                           |
|         | 屋根材等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。</li> </ul>                                                                                                                                                              |
|         | 軒庇      | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。</li> </ul>                                                                                                                                      |
|         | 外壁等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。</li> <li>道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。ただし，道路に沿って土塀その他和風の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は，この限りでない。</li> <li>* 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。</li> </ul> |
|         | 屋根以外の色彩 | <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町並みと調和する色彩とすること。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
|         | その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した土塀その他和風の門又は塀等を設置すること。</li> </ul>                                                                                                                                |

※ \*印の規定は，重要界わい整備地域についてのみ適用する。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

|               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| 色相            | 明度  | 彩度  |
| Y R 系，Y 系，N 系 | 中明度 | 低彩度 |

## (用語の定義)

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下で、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 平入り : 軒が道路（道路が交わる敷地にあつては、いずれかの道路）に平行する屋根形式をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあつては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、<sup>そばりま</sup>傍軒ともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあつては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法－三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。  
（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 歴史的町並みと調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有する Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除く。
- ・ 沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 軒庇 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

## （形態意匠の制限に係る共通の基準）

- 1 屋根の色彩
  - ・日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
  - ・銅板は、素材色又は緑青色とすること。
  - ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。
- 2 塔屋等の高さ（塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3 m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち25 m高度地区又は31 m高度地区に存する建築物（31 m第2種高度地区又は31 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3 m（高度地区のうち25 m高度地区又は31 m高度地区に存する建築物（31 m第2種高度地区又は31 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）を超えず、地域の良い景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。
- 4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。
- 5 主要な外壁に使用する材料（ガラス及び自然素材を除く。）は、光沢のないものとする。
- 6 バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りでない。
- 7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。
  - (1) R（赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
  - (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
  - (3) Y（黄色）系の色相で、彩度が4を超えるもの
  - (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (5) G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (7) B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (9) P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
  - (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- 8 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとする。
- 9 公共の用に供する空地から望見される位置にクーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。
- 10 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

### (認定の特例)

- 1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に支障がないと認めるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。
  - (1) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
  - (2) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
  - (3) 一定の団地の土地の区域において、複数の建築物から構成される施設で、当該区域及びその周辺の総合的な景観形成を図ることを目的に、当該区域内の建築物の位置、規模、形態意匠等に関する全体計画が定められ、かつ、その全体計画の内容に適合するもの
  - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の(1)から(3)までの認定を行うに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。ただし、京都市美観風致審議会が定める要件に適合する建築物においては、この限りではない。
- 3 市長は、上記2のただし書きの規定を適用して上記1の(1)から(3)までの認定を行った場合、認定後に京都市美観風致審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全若しくは形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。

### (適用除外)

次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物  
ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用しない。
- (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- (5) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (6) 京都府文化財保護条例の規定により京都府登録有形文化財として登録された建築物
- (7) 京都市文化財保護条例の規定により京都市登録有形文化財として登録された建築物
- (8) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあっては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）  
ただし、景観地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画又は美観地区において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
- (9) 区分の異なる2以上の景観地区にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に有効でないと認められるもの

(認定の特例) 第2項ただし書きの適用を受ける場合、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・低層建築物で延べ面積が200平方メートル未満
- ・美観地区（歴史遺産型美観地区を除く）及び美観形成地区内の建築物
- ・京都市優良デザイン促進制度に基づき助言を受けたもので、その内容を計画に反映したものであると認めるもの

## 上賀茂郷界わい景観整備地区界わい景観整備計画

京都市告示第 388 号（平成 9 年 3 月 27 日）  
一部改正 京都市告示第 134 号（平成 9 年 6 月 12 日）  
一部改正 京都市告示第 228 号（平成 11 年 8 月 26 日）

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第 33 条第 1 項の規定により、上賀茂郷界わい景観整備地区における界わい景観整備計画を、次のとおり定める。

なお、この計画において用いる用語の意義は、建築基準法又は条例において使用する用語の例による。

### 1 地区の範囲等

この地区は、上賀茂神社の門前から明神川周辺の御薊口町、山本町、北大路町、岡本町、梅ヶ辻町、池殿町、中大路町、竹ヶ鼻町、向梅町、蟬ヶ垣内町のほぼ全域と菖蒲園町の一部の範囲の、第 1 種建造物修景地区のうちのまとまりのある町並み景観を示す、約 22 ヘクタールに及ぶ地域であり、指定の区域は、計画図に示すとおりである。

また、この地域の一部は計画図に示すとおり重要界わい景観整備地域に、この地区に存する建造物のうち次の表に掲げる建造物については界わい景観建造物に指定されている。

| 番号 | 建造物の名称            | 建造物の所在地                |
|----|-------------------|------------------------|
| 01 | 中澤家（主屋、塀）         | 北区上賀茂中大路町 38 番地        |
| 02 | 玉田家（主屋、門、塀）       | 北区上賀茂南大路町 13 番地        |
| 03 | 山中家（主屋、塀）         | 北区上賀茂南大路町 57 番地        |
| 04 | 藤井家（主屋、門、塀、蔵）     | 北区上賀茂南大路町 79 番地        |
| 05 | 溝川家（主屋、門、塀、蔵）     | 北区上賀茂南大路町 68 番地<br>他   |
| 06 | 丸屋商店（主屋、塀）        | 北区上賀茂南大路町 47 番地        |
| 07 | 杜下家（主屋、塀、蔵）       | 北区上賀茂山本町 24 番地         |
| 08 | 奥村家（主屋、門、塀）       | 北区上賀茂山本町 60 番地         |
| 09 | 佐々木家（主屋、門、塀、蔵）    | 北区上賀茂藤ノ木町 19 番地        |
| 10 | 岡本家（主屋、門、塀、蔵）     | 北区上賀茂岡本町 29 番地         |
| 11 | 幡野家（主屋、門、塀、蔵）     | 北区上賀茂竹ヶ鼻町 14 番地<br>の 1 |
| 12 | 秋元家（主屋、門、塀）       | 北区上賀茂竹ヶ鼻町 20 番地        |
| 13 | 岩崎家（門、塀）          | 北区上賀茂山本町 65 番地         |
| 14 | 藤井家（主屋）           | 北区上賀茂梅ヶ辻町 27 番地        |
| 15 | 溝川家（主屋、門、塀、蔵）     | 北区上賀茂南大路町 8 番地         |
| 16 | 関目家（門、塀）          | 北区上賀茂南大路町 4 番地         |
| 17 | 北大路家（主屋、離れ、門、塀、蔵） | 北区上賀茂中大路町 15 番地        |
| 18 | 中本家（門、塀、主屋）       | 北区上賀茂中大路町 19 番地        |
| 19 | 渡邊家（主屋、塀）         | 北区上賀茂中大路町 25 番地        |
| 20 | 八隅家（主屋、塀）         | 北区上賀茂中大路町 23 番地        |
| 21 | 池田家（主屋、門、塀、蔵）     | 北区上賀茂池殿町 58 番地         |
| 22 | 遠藤家（主屋、門、塀）       | 北区上賀茂池殿町 20 番地         |
| 23 | 渡辺家（主屋、塀）         | 北区上賀茂御薊口町 48 番地        |
| 24 | 藤木家（塀）            | 北区上賀茂北大路町 6 番地         |

### 2 景観の特性

この地区は、中世以降、賀茂六郷の中心にあつて、平安京の地主神社である上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。

この地区内の明神川を中心とする水路は、上賀茂神社と結ばれる「神聖」なものであると同時に戦国期の動乱の中で、自衛施設として整備された「構」や「堀」のなごりであり、近世までは生活用水、現代では「すぐき」をはじめとするこの地区の農業生産用の用水路

でもある。また、道路は多くのT字路を有し、この地区の景観を豊かなものとしている。更に、明神川の清流や神宮寺山の緑などの豊かな自然環境を背景として土塀、薬医門や腕木門、土塀越しに見られる前庭の樹々により形成される通り景観、通りからこれらを介して望見できる社家の冢叔首（いのこさす）による妻飾りや束と貫による妻飾り、農家の大屋根と深い軒、洗練された意匠の町家などが、ひなびた中にも厳しさを織り込んだ、まとまりのある界わい景観の特性を示している。

### 3 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げることを目標にして、景観整備を行う。

- (1) 2に示した特色ある景観を維持及び向上させること。
- (2) 隣接する上賀茂伝統的建造物群保存地区内の景観と調和する景観とすること。

### 4 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠及び修景に関する事項

この地区においては、次に掲げることを条例第36条第1項第1号に規定する承認の基準とする。

- (1) 界わい景観整備地区内に存する建築物等にあつては、次に掲げる基準に適合しているものであること。
  - ア 2に掲げる景観の特性に不調和でないこと。
  - イ 公共用空地又は明神川（以下「公共用空地等」という。）から見える屋根、軒、ひさし及び壁面並びに門、塀その他の外構部分の位置、規模、形態及び意匠が、この地区内に存する界わい景観建造物及びその他の外構部分の位置、規模、形態及び意匠に調和しているものであること。
  - ウ 公共用空地等に面する部分に、土塀その他の和風の塀若しくは門又は生垣若しくはこれに類する植栽を設けない場合にあつては、建築物の外観（公共用空地等から見えない部分を除く。）が和風のものであること。
  - エ 京都市市街地景観整備条例施行規則別表に規定する特定勾配屋根が設けられているものであること。
  - オ 公共用空地等から見える屋根、軒及びひさしが、瓦（光沢のない灰色を基調したものに限る。）又は銅板その他金属板（光沢のないものに限る。）でふかれているものであること。
- (2) 計画図に示す重要界わい景観整備地区のうち町並み型1の地域内に存する地階を除いた階数が3以上の建築物にあつては、次に掲げる措置その他の当該建築物の3階以上の壁面又はそれに代わる柱の面（公共用空地等から見えないものを除く。以下「特定壁面等」という。）が公共用空地等から容易に見えなくする措置が施されているものであること。
  - ア 当該建築物の敷地の公共用空地等に面する部分に、土塀その他の和風の塀若しくは門又は生垣その他の植栽を設けること。
  - イ 3階以上の特定壁面等を2階の特定壁面等より後退させていること。
- (3) 計画図に示す重要界わい景観整備地域のうち町並み型2の地域に存する建築物等にあつては、当該建築物等の敷地の公共用空地等に面する部分に、土塀その他の和風の塀若しくは門又は生垣その他の植栽を設けられているものであること。

### 5 新築等又は模様替え等で、市長の承認を要することとするものに関する事項

この地区内において行う新築等又は模様替え等で市長の承認を要することとするものは次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の新築等又は模様替え等
- (2) 第1類工作物又は第2類工作物の新築等又は模様替え等

